## (第1号様式別紙1)

## 御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する同意事項

- 1 世帯全員の住民票登録及び戸籍に関し調査すること。
- 2 御宿町テレワーク移住者支援金の交付申請に関する報告及び立入調査について、町長より求められた場合には、それに応じること。
- 3 以下の場合には、御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱に基づき、支援金を返還すること。
- (1) 支援金の交付申請にあたり偽りその他不正行為があった場合
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反した場合
- (3) 支援金の交付を受けた日から5年以内に御宿町から転出した場合
- (4) 支援金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を売却した場合
- (5) 支援金の交付を受けた日から5年以内に当該世帯において町税の滞納が生じた場合
- (6) 支援金の交付を受けた後、都合により申請を取り下げた場合
- (7) その他町長が支援金の交付を不適当と認めた場合